

ニ澀蛇ノ目、次ニ奴蛇ノメ、今世ハ皆白紙楓傘也。京坂モ前年ハ墨、今ハ澀蛇ノ目ヲ用フ、又骨數三十本ヲ鬼骨傘ト云。蓋轆轤ハ六拾間ノ物ヲ用ヒ、一ツ隔ニ骨ヲ差タリ、別ニ鬼骨傘ロクロ未製之也。○中略

女傘蛇ノ目張○中略元祿以來、今世ニ至リ其製粗同ジ、轆轤際萌黃煉綠糸、或ハ五彩糸裝束三段也。骨黒漆ヌリ、今世モ三都トモニ士民ノ婦女ハ、皆必ズ蛇ノ目傘也。炊婢モ用之、蓋京坂士民ノ婦女ノ婢ヲ從ヘ行者ハ、皆自ラ傘ヲ差ズ、必ズ婢ニ持サシム、故ニ柄長ク形大也。江戸ハ二三婢ヲ從ユル者モ各自差ス。日傘モ准之、京坂長柄アリ、江戸ニ無之、柄長ケ概三尺六寸○圖略。

三都トモニ蛇目傘ハ、黒或ハ藍ノ分帖ミテ骨表ヨリ黒漆ヲヌリ、中間白ノ所ヲ漆セズ、

〔諸家奥女中袖鏡〕手傘の事

一日遮傘は空色紙張り、とんぼ際に朱漆にて定紋の事、但し中白蛇の目なり。

一雨傘は黒蛇の目にて油引、とんぼ際に朱うるしにて定紋の事。

〔白河樂翁公傳〕御家中尊卑等異の章を分ち給はん爲○中略舞臺以下は、下緒を巻き馬乗を開かず。

大小の装に金を用ゆる事を許さず、蛇目傘を禁せらる等の品節を立て○下略

〔名物六帖器財五
笠杖履〕涼傘○上カナサ スミヨシオドリノカサ 邪代醉編、稚穢涼笠也、以竹爲胎、蒙以帛、如涼傘簷、戴此以避

切離藏不曉事

〔足薪翁記二〕日傘

日傘ふるくは日。でりがさといへり、舞のさうし、さがみ川に、大將いふ也殿 ○中略 日。でり笠の御役

は、大膳大夫のちやくし云々と見えたれど、舞のさうしは、室町家の比の作なれば、日。でりがさといふ事ふるし。

〔松屋筆記六十七〕傘の詩并天の説